

(案)

令和8年8月6日

岡山地方最低賃金審議会

会 長 西田 和弘 殿

岡山地方最低賃金審議会

岡山県最低賃金専門部会

部会長 片山 裕之

岡山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年7月3日、岡山地方最低賃金審議会において付託された岡山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和7年12月1日発効の岡山県最低賃金（時間額1,047円）は令和6年度の岡山県の生活保護水準を下回っていなかった。

なお、本専門部会において、別紙3のとおり、附帯事項として政府に対して強く要望するとの意見があったことを申し添える。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡山地方最低賃金審議会
岡山県最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部会長 片山裕之 弁護士

部会長代理 長谷川珠子 岡山大学学術研究院社会文化科学学域
教授

西田和弘 岡山大学学術研究院法務学域 教授

労働者代表委員

櫻井正巳 日本労働組合総連合会岡山県連合会
副事務局長

高山伸男 日本基幹産業労働組合連合会岡山県本部
事務局長

村上達哉 電機連合山陰地方協議会岡山地域協議会
事務局長

使用者代表委員

石黒和之 株式会社共立精機 代表取締役社長

鶴海元 カーツ株式会社 監査役

西谷治朗 岡山県経営者協会 専務理事

岡 山 県 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
岡山県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 1 0 4 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

岡山県の生活保護費と最低賃金について

(令和 6 年度データに基づく比較)

1 最低賃金

- (1) 件 名 岡山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 1, 0 4 7 円
- (3) 発 効 日 令和 7 年 1 2 月 1 日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
1 8 ～ 1 9 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護 (令和 6 年度)
生活扶助基準 (第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費) の岡山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (1 0 0, 9 8 9 円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和 7 年 1 2 月 1 日発効の岡山県最低賃金の 1 箇月換算額 (注) と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると岡山県最低賃金が生活保護費を下回っているとは認められなかった。

(注) 1 箇月換算額

$$1, 0 4 7 \text{ 円 (岡山県最低賃金)} \times 1 7 3. 8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0. 8 2 4 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 1 4 9, 9 4 2 \text{ 円}$$

※令和 8 年 7 月 1 0 日に開催された中央最低賃金審議会第 2 回小委員会の資料中、別添グラフに示された比率。

岡山県最低賃金の改正決定にあたっての附帯事項

本専門部会は、審議を通じて、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性について労使共通の認識が示された。特に連年にわたる最低賃金の大幅な引上げにより賃上げ原資を確保することが困難な企業も少なくないなか、最低賃金引上げは、中小・小規模事業者に対する影響は大きく、賃上げに向けた強力な後押し、最低賃金引上げの環境整備が必要であることから、より積極的に取り組むことを政府に強く要望するとの意見があった。

- 1 生産性向上・経営支援のための業務改善助成金をはじめとした各種助成金は、賃上げ支援を実現するためのものとしてさらなる要件緩和や拡充、手続きの簡便化を図り、多くの事業者が利活用しやすいものとする。また、早期交付決定にむけて審査体制等の整備を図ること。
- 2 価格転嫁・取引適正化の徹底に向けては、新たに施行された取適法（改正下請法）・振興法（受託中小企業振興法）の着実な実行、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を図ること。また、実行にあたり、関係省庁の連携強化により取引環境改善への監視などを通じて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資が確保できるよう、様々な取組みを強力に実行すること。
- 3 いわゆる「年収の壁」、「社会保険に関する壁」に関して、新たな制度設計、支援強化パッケージにより、労働者が就業調整せずとも安定した就労ができ、事業者においても人手不足による負担、人件費等経営環境の悪化を招かないよう労働者、事業者へのさらなる取組支援を充実させること。

岡山県最低賃金専門部会審議経過

会 議 等	年 月 日	内 容
第 5 2 0 回 岡山地方最低賃金審議会	令和 8 年 7 月 3 日	改正決定について諮問
専門部会委員の推薦公示	7 月 3 日	締 切 令和 8 年 7 月 22 日
関係労使の意見聴取の公示	7 月 3 日	締 切 令和 8 年 7 月 24 日
専門部会委員の任命	7 月 24 日	
第 1 回 専 門 部 会	7 月 30 日	部会長及び同代理の選任 岡山県の生活保護と最低賃金に ついて 今後の審議の進め方について
第 2 回 専 門 部 会	7 月 31 日	金額改定に当たっての基本方針 について 最低賃金額の審議
第 3 回 専 門 部 会	8 月 3 日	最低賃金額の審議
第 4 回 専 門 部 会	8 月 5 日	最低賃金額の審議
第 5 回 専 門 部 会	8 月 6 日	最低賃金額の審議（結審）